

ケレバ、吉備宣旨ヲ奉、西ニ行テ、廣繼ガ墓ニシテ誘ヘ陳ジケルニ、其ノ靈シテ、吉備殆シ可被領カリケルヲ、吉備陰陽ノ道ニ極タリケル人ニテ、陰陽ノ術ヲ以テ、我ガ身ヲ怖レ、无ク固メテ、慙ニ搥誘ケレバ、其靈止マリニケリ。

〔續日本後紀九明〕承和七年五月辛巳、後太上天皇○和淳顧命皇太子曰、○略中重命曰、予聞人沒精魂歸天而空存冢墓、鬼物憑焉、終乃爲祟、長貽後累、今宜碎骨爲粉散之山中、

〔古事談二臣節〕一條攝政○藤原伊尹與朝成卿共競望參議之時、天曆多陳伊尹不中用之由、其後朝成、參一條攝政第、爲望申大納言闕也、丞相良久不相逢、數刻之後、適以面謁、朝成立申任大納言條々之理、丞相無所答、而云、奉公之道尤可謂有興、昔競望同官時、多雖被訴訟、今度大納言事可在予心云々、朝成懷恥成怒退出、乘車之時、先投入笏、其笏自中央破裂、其後攝政受病遂薨逝、是朝成生靈云々、

〔繁花物語十二玉村菊〕大將殿賴通○藤原日頃御心ちなやましくおぼさる、御風などにやとて、御ゆゆでせさせ給ほをきこしめし、御讀經の僧ども、番か、すつかうまつるべくの給はせ、明尊阿闍梨、夜ごとによろつかふまつりなどするに、さらに御心ちおこたらせ給さまならず、いと、おもらせ給みつよしよしひらなどめして、物とはせ給、御物のけや、かしこき神のけや、人の呪詛など、さまざまに申せば、神のけとあらば、御修法などあるべきにあらず、又御物のけとあるも、まかせたらんもおそろしなど、かたぐおぼしみだる、に、たゞ御まつり祓えきり也○中僧達皆しめりて候、大將殿には、御ゆなどまいらせ給て、うへのおまへ、たゞちごのやうにいただきてまつらせたまへり、いみじうおぼしめしたる事かぎりなし、御もの、け、とのちかくよらせ給へと申せば、よらせ給へれば、をのれは、よに侍しに、いとぞれたりなどは、人おぼえずなん侍し、又あはくしく人中に出きてきこゆるに、いとめづらしくあることなれど、此かなしさは、おともぞりたまへればなむ、この大將を、をのが世に侍したり、心ざしありて、いかでなど思ひ給へしかど、いのちたえ